

改正 (案)	現行	備考
<p style="text-align: center;"> 空乗第2038号 平成10年3月20日 一部改正国空乗第1号 平成16年4月19日 一部改正国空乗第117号 平成17年6月20日 一部改正国空乗第59号 平成20年5月16日 一部改正国空乗第272号 平成22年8月31日 一部改正国空航第124号 平成24年5月14日 一部改正国空航第2826号 平成28年3月18日 一部改正国空航第3417号 平成28年4月8日 一部改正国空航第2286号 令和元年12月6日 一部改正国空航第XXXX号 令和3年4月XX日 </p> <p style="text-align: center; font-size: 24pt;">操縦士実地試験実施基準</p> <p style="text-align: center; margin-top: 200px;">国土交通省航空局安全部運航安全課</p>	<p style="text-align: center;"> 空乗第2038号 平成10年3月20日 一部改正国空乗第1号 平成16年4月19日 一部改正国空乗第117号 平成17年6月20日 一部改正国空乗第59号 平成20年5月16日 一部改正国空乗第272号 平成22年8月31日 一部改正国空航第124号 平成24年5月14日 一部改正国空航第2826号 平成28年3月18日 一部改正国空航第3417号 平成28年4月8日 一部改正国空航第2286号 令和元年12月6日 </p> <p style="text-align: center; font-size: 24pt;">操縦士実地試験実施基準</p> <p style="text-align: center; margin-top: 200px;">国土交通省航空局安全部運航安全課</p>	<p style="text-align: center; margin-top: 400px;">以下、改正するページのみ記載</p>

改正 (案)	現 行	備 考
<p>3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、他の科目と組み合わせて行うことができる。</p> <p>3-5 実技試験の全部又は一部を模擬飛行装置等を使用して行うことができる。模擬飛行装置等を使用する場合の実施要領は細則に定めるところによる。</p> <p>3-6 実機による実技試験において計器飛行で行う科目を実施する場合は、フードを使用する。フードの要件は次のとおりとする。</p> <p>3-6-1 着脱が容易であること。</p> <p>3-6-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>3-6-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>3-6-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>3-7 再操作は全科目を通じて1回を限度とする。ただし、気流のじょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するものため、可否の判定が不明確な場合はこの限りではない。</p> <p>3-8 実技試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は実地試験を中止するものとする。</p> <p>3-8-1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき</p> <p>3-8-2 航空法等に違反する行為があったとき</p> <p>3-8-3 危険な操作を行ったとき</p> <p>3-8-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。ただし、操縦に2人を要する航空機で運航方針に基づいた助言又は補助を受けたときを除く。</p> <p>3-8-5 その他、不正な行為を行ったとき</p> <p>第4章 成績の判定</p> <p>4-1 実地試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は不合格と判定する。</p> <p>4-1-1 受験者が実地試験を辞退した場合</p> <p>4-1-2 「1-9」に該当する場合</p> <p>4-1-3 「2-2」に該当する場合</p> <p>4-1-4 「3-8」に該当する場合</p> <p>4-1-5 「1-10」に違反した場合</p> <p>4-2 実技試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。ただし、「3-8-4」にいう「運航方針に基づいた助言又は補助」であっても、受験者の操作又は判断が他の者の助言又は補助に負うところが大きい場合には不合格と判定する。</p> <p>4-3 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状況を考慮しその後の修正又は対応が適切であり、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。</p>	<p>3-4 実技試験科目のうち、可能なものについては、他の科目と組み合わせて行うことができる。</p> <p>3-5 実技試験の全部又は一部を模擬飛行装置等を使用して行うことができる。模擬飛行装置等を使用する場合の実施要領は細則に定めるところによる。</p> <p>3-6 実機による実技試験において計器飛行で行う科目を実施する場合は、フードを使用する。フードの要件は次のとおりとする。</p> <p>3-6-1 着脱が容易であること。</p> <p>3-6-2 試験実施中、装着状態が不安定とならないこと。</p> <p>3-6-3 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。</p> <p>3-6-4 教官席からの視界を妨げないものであること。</p> <p>3-7 再操作は原則として認めない。ただし、気流のじょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するものため、可否の判定が不明確な場合はこの限りではない。</p> <p>3-8 実技試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は実地試験を中止するものとする。</p> <p>3-8-1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき</p> <p>3-8-2 航空法等に違反する行為があったとき</p> <p>3-8-3 危険な操作を行ったとき</p> <p>3-8-4 他の者から助言又は補助を受けたとき。ただし、操縦に2人を要する航空機で運航方針に基づいた助言又は補助を受けたときを除く。</p> <p>3-8-5 その他、不正な行為を行ったとき</p> <p>第4章 成績の判定</p> <p>4-1 実地試験において、受験者が次の各号の一に該当する場合は不合格と判定する。</p> <p>4-1-1 受験者が実地試験を辞退した場合</p> <p>4-1-2 「1-9」に該当する場合</p> <p>4-1-3 「2-2」に該当する場合</p> <p>4-1-4 「3-8」に該当する場合</p> <p>4-1-5 「1-10」に違反した場合</p> <p>4-2 実技試験において、受験者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。ただし、「3-8-4」にいう「運航方針に基づいた助言又は補助」であっても、受験者の操作又は判断が他の者の助言又は補助に負うところが大きい場合には不合格と判定する。</p> <p>4-3 前項の判定の外、科目が判定基準に達しない場合であっても、そのときの状況を考慮しその後の修正又は対応が適切であり、総合的に操縦士としての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定することができる。</p>	<p>再操作を1回に限り認めるものである。</p> <p>再操作を認めるのにふさわしくない状況は以下の例を想定。</p> <p>1 航空事故（重大インシデントを含む。）に該当するもの。</p> <p>墜落、テールヒットなど</p> <p>2 機体を損傷したもの。</p> <p>VLO、VFE等の速度超過など</p> <p>3 法令違反に該当するもの。</p> <p>管制圏内の速度超過、管制指示違反など</p>

改正 (案)	現 行	備 考
<p>附 則（平成24年5月14日付け国空航第124号） （施行期日） 本通達は、平成24年5月14日から施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年 3 月 18 日付け国空航第 2826 号） 本通達は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号） 1. 本通達は、平成28年8月1日から施行する。 2. 「模擬飛行装置及び実機による実地試験の取扱いについて」（平成 3 年 9 月 27 日付け空乗 2086 号）は廃止する。 3. 本通達の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則（令和 3 年 4 月 XX 日付け国空航第 XXXX 号） （施行期日） 本通達は、令和 3 年 X 月 XX 日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年5月14日付け国空航第124号） （施行期日） 本通達は、平成24年5月14日から施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年 3 月 18 日付け国空航第 2826 号） 本通達は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号） 1. 本通達は、平成28年8月1日から施行する。 2. 「模擬飛行装置及び実機による実地試験の取扱いについて」（平成 3 年 9 月 27 日付け空乗 2086 号）は廃止する。 3. 本通達の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p>	